

精華町事業者成長支援事業補助金 よくあるご質問

NO.	項目	ご質問	回答
1	対象	精華町外に本店があり、町内には支社もしくは事業所のみだが、補助対象者になるか。	精華町内の支社・事業所も対象となります。確認のため、申請時に町内に事業者があることを証明する書類(申請日から2か月以内の登記簿謄本など)の提出をお願い致します。但し、 精華町内の事業所が実施する事業のみ が対象で、町外事業所の事業は対象外となります。(例：②展示会出展事業で、町内事業所の研究・生産品を含まない展示を行う。③雇用拡大・人材確保事業で勤務場所が精華町外になる、など)
2	申請	申請期間中に交付申請すれば、全て交付されますか	予算額に限りがありますので、交付決定金額が予算額に達した場合、募集期間を待たずに今年度の本事業募集を終了する場合があります。
3		事業が開始している場合とはどの時点をさすのですか。また、交付決定を受けるまでの間に着手した経費も対象となりますか。	事業に関する経費を支払いした時点で 事業開始となります。交付決定日前に着手した経費は、対象外となります。
4		完納証明書の取得は、代表(代表取締役)のみですか。代表(代表取締役)が町外におり取得が難しい場合はどのようにすればよいですか。	本町税務課に申請頂く際、代表(代表取締役)ご本人か、代表(代表取締役)からの委任状をご用意ください。
5	①認証及び産業財産権取得事業	認証取得の対象を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構が定めるもの (ISOシリーズ) ・国際的な政府間機関が実施するもの (HACCP、グローバルギャップ等) ・国または京都府が実施するもの (JAS、JIS、エコファーマー、知恵の経営等) ・国または京都府の委託または指定を受けた登録機関等が実施するもの (エコアクション21、プライバシーマーク等) 上記のうち、競争力強化に資すると認められる認証の取得(更新も可)にかかる経費を対象とします。産業財産権は、特許権・実用新案権・商標権・意匠権の4種です。単年度事業のため、産業財産権については、出願に係る経費のみを対象とします。
6		特許や商標登録の申請や登録手数料は対象となりますか。また登録まで時間がかかるため、登録が次年度にまたがる場合は申請可能ですか。	令和6年度より出願にかかる費用のみが対象経費となり、登録費用は対象外となります。また単年度の事業のため、繰り越しは認められず、次年度にまたがる経費については、申請不可となります。
7	②展示会出展事業	宿泊費の対象範囲や上限金額を教えてください。	補助上限は精華町基準で1泊13,000円まで(補助対象経費)、実費での精算となります。また宿泊日の対象は、開催日前日～終了日まで。但し、開催最終日の宿泊は、当日帰社(帰宅)できない場合を除いて宿泊は認められません。(宿泊費は、令和5年度までは対象外としていましたが、宿泊費高騰による事業者負担増を考慮し、令和6年度より対象となりました)
8		上限額内であれば、複数の展示会への出展にかかる経費も対象になりますか。	複数の展示会分が対象になりますが、補助金の上限額は、1補助対象者あたりの額となります。1展示会毎の清算となるため、1展示会に対して1申請となります。
9		交通費について、電車・バス代の交通費を経費として申請する場合、どのように提示すればよろしいですか。また領収書は必要ですか。指定席の利用は可能ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の場合、乗換案内アプリやサイトの画面を根拠資料としてご提出ください。領収書について、在来線・路線バスは不要ですが、特急や新幹線を利用した場合は必須となります。 ・原則として最も経済的かつ合理的な経路での記載となります。経路に合理的な理由がない場合は、対象外となります。 ・経費は実費のみ請求となります。 ・指定席の利用は認めますが、グリーン席を利用した場合、指定席相当分の費用のみの支払いとなります。
10	③雇用拡大・人材確保事業	求人媒体がチラシでも認められますか。また掲載サイトの制限はありますか。	媒体及び掲載サイトの制限はございませんが、事業計画を記載する際に、その媒体やサイトを選んだ合理的な理由を記載願います。(例：〇〇職に特化したサービス、〇〇エリアへの投函戸数が〇〇戸あり地元根差しているため等)
11	④事業計画策定事業	対象経費にセミナー受講料とありますが、対象範囲を教えてください。	コロナ関連融資の返済など、金融機関からの融資・借入計画の策定時に関するセミナーのみが対象となります。
12	⑤DX計画策定事業	どのような費用が対象となりますか。対象経費にホームページ作成とありますが、会社ホームページの導入、更新などは対象となりますか。	DXに係る業務改革の計画を作成するための経費が対象となります。実際にDXを導入する費用は、⑥が対象となります。

NO.	項目	ご質問	回答
13	⑥DX導入事業	調達先やメーカー都合で次年度にまたがる場合、繰り越しは可能ですか。	令和7年3月15日までに完了できなかった、完了報告されなかった場合、繰り越しは認められません。申請取り下げの扱いとなります。

NO.	項目	ご質問	回答
14		どのような費用が対象となりますか。 モニターやPCの導入は対象となりますか。	単なるIT化や省人化は認められず、汎用性の高いPC、モニター等のみの導入は、対象外となります。デジタル技術を活用して業務プロセス改善だけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものを変革できる内容になります。 申請頂く際は、導入効果を示す資料などのご提示が必要となります。
15	実績報告	事業を進める中で、予定していた経費から変更(経費増・減)となった場合、どうすればいいのか。	事業実施後に経費増による交付金額の増額は、いかなる場合も認められません。 実施前に変更の申請書をご提出ください。
16		新幹線や宿泊費について、領収書などを紛失した場合、予約情報などで申請可能ですか。	不正交付を防ぐため、領収書などを紛失した場合、その費用については交付対象経費から外すこととなります。
17		領収書がない（発行されない場合）は、実績報告書に添付の必要はありませんか。	領収書が発行されない場合は、以下の書類のいずれかを添付してください。紛失の場合は認められず、お支払いはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳（該当箇所）の写し ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し ・払込受付書（金融機関の押印のあるもの）の写し ・このほか、入出金の証明になるもの(領収書等)の写し *納品書、請求書は返品・返金・変更が可能なお知らせから認められません。 なお、領収書等の名義は、事業者名である必要があります。

精華町事業者成長支援事業補助金 よくあるご質問

1) 交付金額について

■申請金額 交付上限金額30万円について

- ②展示会 1回目 東京会場 経費40万円、交付額20万円
 2回目 名古屋会場 経費20万円、交付額10万円
 交付額計 30万円

■1事業者 上限金額80万円について

- ①認証 経費60万円、交付額30万円
 ②展示会 経費60万円、交付額30万円
 ③雇用 経費60万円、交付額20万円
 交付額計 80万円

2) 申請経費例

事業	内容	申請時の必要書類(共通書類を除く)
①認証	特許・商標権の出願・審査請求料 (登録料は対象外) ISOなどの更新費用	出願・取得・更新する内容の詳細(特許なら特許書類)。 弁理士事務所等からの見積書 見積書
②展示会	出展料 展示会用のチラシ・カタログ作製費用 展示ブースの装飾費用 交通費 宿泊費(交付上限1泊13,000円まで) 物品輸送費 共通	主催者からの請求書・見積書等、出展料が掲載されている 展示会パンフレットなど。 依頼先からの見積書、作成イメージ(あるのであれば) 依頼先からの見積書、作成イメージ(あるのであれば) Yahoo!路線情報などの乗換案内サイト 宿泊予約サイトの予約ページ ヤマト運輸などの輸送料金掲載ページ 展示会の出展・開催概要を掲載資料
③雇用拡大	求人サイト(例:マイナビ・リクナビ・ くれーるなど)への掲載費用 就職関係の合同企業説明会への出展料	依頼先からの見積書、作成イメージ(あるのであれば) 主催者からの見積書、説明会の出展・開催概要を掲載資料
④計画策定	銀行からの借入れなどの コンサルティング料など	計画書、見積書
⑤DX計画策定	DXの計画作成時のコンサルティング料など	計画書、見積書
⑥DX推進機器 導入	DX機器導入費用(汎用性のあるものはNG) ソフトウェア	導入する機器の内容、DXの効果を示す書類 見積書